

# 第1回嬉野市議会臨時会議案

平成25年4月30日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
62	平成25年4月30日	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）	1
63	〃	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	4
64	〃	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第10号））	別冊
65	〃	平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）	〃

議案第62号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年4月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する必要があった。

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

## 嬉野市条例第39号

### 嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第63号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年4月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第40号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 27,450円

第7条の2第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 4,200円

第23条第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 19,215円

第23条第1号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,940円

第23条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 13,725円

第23条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,100円

第23条第3号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 5,490円



第23条第3号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯840円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

